第93回 宇部市都市計画審議会 議事録 (概要)

【日 時】 令和3年8月11日(水)15時00分~16時20分

【場 所】 宇部市役所 4階 第2・3・4委員会室

【欠席者】 0名

【幹事】 4名

【傍聴者】 0名

【次第】

- 1 宇部市都市計画審議会会長及び職務代理者の選出
- 2 議案第1号 宇部市都市計画道路見直し基本方針について (諮問)
- 3 宇部市都市計画審議会都市計画道路見直し専門分科会の設置について
- 4 その他

【議事】

- 1 宇部市都市計画審議会会長及び職務代理者の選出
- ・条例第5条第1項の規定により、榊原委員を会長に選出した。
- ・条例第5条第3項の規定により、前村委員を職務代理者に指名した。
- 2 議案第1号 宇部市都市計画道路見直し基本方針について (諮問) 事務局から説明

〈質疑応答〉

(委 員)

今後は、都市計画決定から30年以上経過した路線の中から、総合評価 する方向で、その中で評価の指標が議論されるという認識でよいか。

(事務局)

2か年で見直しを行い、今年度決める指標、基準に則って、来年度、廃止、存続の最終決定を予定している。今年度は、様々な評価の仕方が考えられるため、どのような方法が最適かを、評価基準として決めていく。

(委 員)

見直しの方針については山口県の見直しフローに沿って行うことは問題ないが、見直された後の路線についてどのようにフォローしていくのか併せて審議することになると理解した。

- (会 長) 委員からの意見は、例えばある路線が廃止となった場合、周辺を含めた 交通やまちづくりのあり方への影響を考えていくべきだということでよい か。
- (委員) 建築制限の説明に関しては、制限の緩和や地区計画を策定するなど、将来の方針を示すことが必要だと考えて確認した。
- (会 長) そのとおりで、様々な条件がある中で、仮にある路線が廃止になったとしても、ただ廃止にするだけではなく、その周辺の地域交通などの影響も十分考えながら進めていくべきである。

見直しの手順として、いきなり個々の路線を対象に、存続や廃止といった議論をしてしまうと恣意的な議論になりかねないので、ある程度、基本的な見直しの基準を決めてから、各路線のその他の議論に移るといった進め方になると理解している。

- (委員) 上位計画や国の計画に基づいて検証を進めるという説明に関連して、例 えば、大規模な災害が起こった時には、隣の市との関係が非常に重要にな ってくる。具体的には山口市、山陽小野田市、美祢市になるが、周辺の市 との整合性は、図られるのか。
- (事務局) 周辺の市との連携では、国道 190 号、490 号など骨格となる道路がメインとなる。190 号においては、西側は市境まで都市計画決定されているが、東側は市境までは都市計画決定されていない。

都市計画の決定の有無を問わず、市間をまたぐ道路については隣接の市 や道路管理者と調整をして見直しを行っていく。

(会 長) 防災の観点からは、緊急輸送道路や宇部港の港湾計画での耐震強化岸壁 の位置付けなど、港湾関係とも関係するため、それらの観点も議論すべき である。 (委員) 都市計画道路の見直しについては、令和元年9月議会で、どのように進めるのかについて質問している。その時は令和2年度から着手すると答弁されているが、令和3年度からの着手となった理由は何か。

(事務局) 作業は、令和2年度から業務委託し、現況の交通量調査等を行っている。 今年度は令和2年度の調査結果を利用し、将来の交通量を推計する作業等 も行う。それらを踏まえて、この都市計画審議会や後程説明する分科会な どにおいて、専門的な調査検討を行っていただく。

(委員) 審議は、配布資料の都市計画道路網図の未整備の部分について行うのか。

(事務局) そのとおりで、図面の青色の路線が未整備路線として対象になる。

(委員) 未整備の内容について、道路として存在しているのも多いと考えられるが、幅員が足りないという説明もあり、地図ではよくわからないため、具体的に教えてほしい。

(事務局) 【スクリーンで柳ケ瀬丸河内線を例に示して説明】

(委員) 現在、道路でないところも含まれるのであれば、図面が分かりにくい。幅 員が問題の箇所と道路のない箇所を示した資料を用意してもらえるとあり がたい。

(会長) 次回の都市計画審議会では、もう少し大きい図面の用意をお願いしたい。

(委員) 都市計画の新規決定ではなく見直しになるので、都市計画道路が決定された際の目的をしっかり把握することが重要だと考える。その目的が他の事業等で代替されたのか、環境が変わって無くなったのか、優先度が低下したのかなどを確認することが必要と思われる。

(会 長)

都市計画道路の見直しは実現性が厳しいから廃止ということになりがちだが、廃止することにより、現状の交通や都市に問題が残るようであれば、 代替的な手段での解決も考える必要があると思われる。

事務局への確認であるが、例えば個々の路線の存廃を決めることに伴って発生する問題について、どのように解決するかの議論は、この審議会で行う考えか。

(事務局)

この審議会内で議論をお願いしたい。

(会 長)

仮にある路線をもう作らないとなると、既存のストックを活用していく という話にもなるため、各専門分野の臨時委員も交えて議論していくべき だと考える。

3 宇部市都市計画審議会都市計画道路見直し専門分科会の設置について 事務局から説明

〈質疑応答〉

意見なし

(審議結果)

宇部市都市計画審議会都市計画道路見直し専門分科会設置運営要領(案)のとおり、全会一致で適当と認められた。

要領第2条第2項の規定により、7名の委員を指名した。

事務局から**今後のスケジュール**について説明

〈質疑応答〉

(会 長)

最終的に各路線の見直し方針を策定したその後、どういう手続きが想定されるのか。

(事務局)

都市計画道路は都市計画法に基づくため、都市計画決定の手続きが必要になり、仮に廃止となれば廃止の都市計画決定が必要となる。

手続きとしては、まず地元合意形成を地元説明会などで行い、その後、

県との調整や告示、都市計画審議会の議を経るなどといった流れになる。

時間的には年単位でかかることになり、例えば廃止が数十路線にも及べば、まとめての手続きが困難なため、優先順位を考えてのスケジュールになる。

(会 長) 見直し方針で廃止を決定しても、それだけで都市計画道路が廃止になる わけではなく、そこから個々の廃止手続きにかかるため、他市でも、そこ

(審議結果)

から数年かかっている。

議案第1号 宇部市都市計画道路見直し基本方針については、今後、専門分科会や都市計画審議会の審議を経て、最終的に年度末に開催予定の都市計画審議会で答申予定とする。

4 その他

(会 長) 交通に関しては最近、自動運転など新しいモビリティも登場してきているため、それらも踏まえたみちづくりを考えていきたい。都市計画に関しては、これからの新規整備は難しいため、既存の道路空間の再配分という考えも必要となる。また、防災に関しては、緊急輸送路の位置付けや、複数経路の確保といった観点も考慮して進めていきたい。